

「(仮称) 白石鉢森山風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する7月20日技術審査会の指摘事項と事業者回答

項目	審査会当日意見 (※Pは配慮書のページ番号)	文書 意見	事業者回答 (※Pは添付資料ページ番号)
全般的事項	<p>① 事業実施想定区域周辺では、他事業者においても風力発電事業等が計画されていることから、騒音、動植物、景観等への累積的影響を考慮する上でも、事前に他の事業者と調整を行っていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【平野委員，由井委員】</p>	-	<p>事業実施想定区域の周辺で複数の事業が計画・実施されることで生じる可能性がある周辺への環境影響を十分に回避または低減できるように、他事業者とは事業計画等の情報共有に努めながら、白石市及び地域住民のご意見を頂いた上で、計画の調整を行う意向があります。</p> <p>今後は、各種協議の調整の結果、及び環境影響評価技術審査会での審査の結果等を踏まえ、当地における事業の実現可能性も含めて、総合的かつ段階的に事業計画の検討を行います。</p>
	<p>② 対象事業実施区域の絞り込みに当たって、法令等の規制から風車の建設ができない場所については、環境配慮の観点と区別すること。その上で、当該区域の絞り込みの過程等における環境配慮について、明快に方法書に記載すること。</p> <p style="text-align: right;">【平野委員】 P11</p>	-	<p>法令等の規制から風力発電機の建設ができない区域は、事業実施想定区域の設定の段階で確認し、除外いたしました。</p> <p>一方、事業実施想定区域及びその周囲には県立自然公園（普通地域）や保安林、特定植物群落といった、環境配慮の観点から避けるべき区域や、⑤にも記載のとおり地すべり地形や土石流危険渓流等の地域の防災の観点から避けるべき区域が存在することを把握しております。</p> <p>今後、方法書以降の手続きにおいては、現地調査の結果を踏まえて、環境影響評価技術審査会での指摘、関係機関との協議の結果、及び地域住民のご意見等も考慮の上で、これらの区域に十分に配慮した事業計画を検討いたします。</p> <p>なお、対象事業実施想定区域の絞り込みの経緯については具体的に方法書に記載いたします。</p>
	<p>③ 事業実施想定区域を設定するに当たっては、資材輸送ルートや林道拡幅量、設置基数等による温室効果ガスの排出や森林伐採等、全体としての環境負荷に配慮し比較評価した根拠を示すこと。</p> <p style="text-align: right;">【山本会長】 P9</p>	-	<p>配慮書の作成時点では、資材の輸送ルートや林道の拡幅量等の具体的な工事計画は検討段階であったことから、環境負荷の観点での十分な評価は行っておりませんが、方法書以降の手続きにおいては、輸送調査、設計計画の検討結果を基に、環境負荷の観点、また、地域のご要望等も考慮の上で、総合的に事業計画及び工事計画の検討を行います。</p>
	<p>④ 資材の輸送に関しては、環境負荷の低いルートを検討すること。</p> <p style="text-align: right;">【山本会長】 P9</p>	-	<p>方法書以降の手続きにおいては、輸送調査、設計計画の検討結果を基に、環境負荷の観点、また、地域のご要望等も考慮の上で、総合的に事業計画及び工事計画の検討を行います。</p>

項目	審査会当日意見 (※P は配慮書のページ番号)	文書 意見	事業者回答 (※P は添付資料ページ番号)
地形・地質	<p>⑤ 事業実施想定区域の周辺には、土砂災害危険箇所（土石流の氾濫域）及び土砂災害警戒区域（土石流）に指定された区域が多数存在しており、事業実施に伴う変化が土石流の発生を誘発する可能性があることから、事業実施区域の選定に当たっては、国土交通省ハザードマップポータルサイト等で土石流危険渓流及び土砂災害警戒区域（土石流）に指定された渓流の流域を把握した上で、それらの流域を避けるよう配慮すること。</p> <p style="text-align: right;">【伊藤委員】 P172</p>	-	<p>方法書以降の手続きにおいて、詳細な地形図を用いた地形判読及び判読結果を踏まえた現地確認調査を実施することで、既存の土砂災害リスクに関する情報に加えて、事業実施想定区域内で土砂災害リスクのより大きい区域の抽出・把握に努めます。</p> <p>既存の資料に基づくと、事業実施想定区域の多くが「土石流危険渓流」に該当しますが、上記①の調査結果を踏まえて、土石流危険渓流及び土砂災害警戒区域（土石流）に指定された渓流の流域において、土石流災害リスクがより大きいと判断される区域については、対象事業実施区域より極力除外するとともに、対策工事等の検討により土砂災害リスクの低減が可能な区域については、専門家へのヒアリング及び関係機関のご指導を頂きながら、慎重に検討を進めていきます。</p>
	<p>⑥ 地震ハザードステーションサイト等で地すべり地を把握した上で、それらの区域を避けて対象事業実施区域を選定するよう配慮すること。</p> <p style="text-align: right;">【伊藤委員】</p>	-	<p>方法書以降の手続きにおいて、詳細な地形図を用いた地形判読及び判読結果を踏まえた現地確認調査を実施することで、既存の土砂災害リスクに関する情報に加えて、事業実施想定区域内で土砂災害リスクのより大きい区域の抽出・把握に努めます。</p> <p>既存の資料に基づくと、事業実施想定区域内には「地すべり地形」が点在しており、特に、事業実施想定区域の北側及び南西側については、大部分が「地すべり地形」に該当しております。上記①の調査結果を踏まえて、地すべり災害のリスクがより大きいと判断される区域及び土砂災害警戒区域については、原則として対象事業実施区域より除外いたします。</p>
植 物	<p>⑦ 重要な植物群落が事業実施想定区域に隣接しており、これらの植物は、生息する土地を直接改変しない場合でも、近傍の土地を改変した場合には間接的な影響が生じる可能性があることから、その影響について、方法書以降の図書で調査、予測及び評価すること。</p> <p style="text-align: right;">【野口委員】 P87</p>	-	<p>事業実施想定区域内において重要な植物群落に該当する特定植物群落の分布は確認されなかったものの、事業実施想定区域に隣接することから、今後の方法書以降の手続きにおいて、現地調査により詳細な生育状況や分布状況を把握します。</p> <p>また、直接改変による影響のほか、乾燥化等の間接的な影響についても可能な限り検討を行い、特定植物群落への影響が想定される場合には、必要に応じて環境保全措置を検討します。</p>

項目	審査会当日意見 (※Pは配慮書のページ番号)	文書 意見	事業者回答 (※Pは添付資料ページ番号)
景 観	⑧ 鉄塔の見え方に関する基準を適用した場合は、風車の稼働による景観への影響が過小な評価となることを考慮し、主要な眺望点からの視野角が1°未満であっても、風車の稼働による誘目性を踏まえて、適切に予測、評価を行うこと。 【平野委員】 P223	—	ご指摘のとおり「景観対策ガイドライン」は危険側の予測につながる可能性があることは承知しておりますので、方法書以降の手續きにおいては、現地調査等によって眺望点及び眺望景観の特性を把握した上で、総合的に景観への影響を予測・評価いたします。 なお、風車の稼働による誘目性も踏まえた風力発電機の景観の予測・評価については、一般的に確立された手法が存在していませんが、適切な予測・評価を実施するため、⑨に示す動画による手法を含む各種知見等を参考の上で、検討を行います。
	⑨ 風車の稼働による景観への影響を評価するに当たっては、必要に応じて、動画の作成を検討すること。 【平野委員】 P223	—	風車の稼働による景観への影響評価に際しては、適切な予測・評価を実施するため、方法書以降の手續きにおける調査の結果等を踏まえて、動画を用いることも検討いたします。